

人々の健康を守る、予防医療のエキスパートになる皆さんへ

知って役立つ！健康保険講座



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ



協会けんぽと社会保険・医療制度について

協会けんぽの業務内容

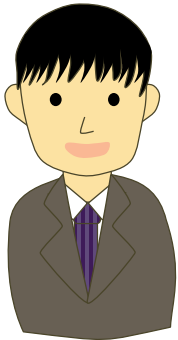
企画総務
部門

保健
部門

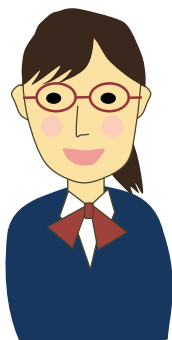
業務
部門

レセプト
部門

本研修の
ナビゲーター



三河（みかわ）
スタッフ



尾張（おわり）
主任

本研修のテーマ

- ① 社会保障って何？
- ② 社会保険について
- ③ 医療保険制度の概要
- ④ 日本の医療保険制度の特徴
- ⑤ 医療保険制度について学ぼう！
- ⑥ 健康保険の給付制度について

社会保障って何？

病気・ケガ、出産、
老齢、障がい、失業
などの出来事に備え
て保険料を出し合い、
給付金・サービスの
提供を行う。

I 社会保険

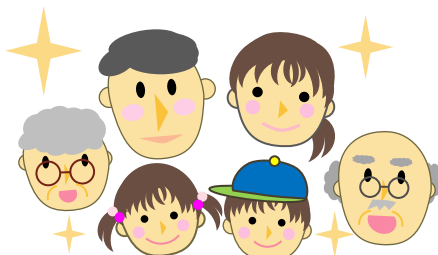
最低限の生活が送
れるよう、生活困
窮者などに対して
必要な保護・自立
助長を行う。

●主な制度・・・生活保護

Ⅲ 公的扶助

社会 保障

とは、
国民の「安心」や
生活の「安定」を
支える
セーフティネット



児童、母子家庭、
高齢者、障がい者
などに対する援
護・育成を行う。

●主な制度・・・児童福祉、
身体障害者福祉、高齢者福祉

Ⅱ 社会福祉

地域社会を中心に
病気の予防・治療
などを行う。

●主な制度・・・感染症予防、
予防接種

Ⅳ 公衆衛生

2 社会保険について

社会保険とは



国民が病気、ケガ、出産、死亡、老齢、障がい、失業など生活の困難をもたらすさまざまな事故（保険事故）に遭遇した際、一定の給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度。

医療保険

病気やケガの際に誰もが安心して医療を受ける費用を保障、出産や死亡にも給付を行う。

年金保険

老齢・障がいなどに伴う所得の減少を補い、それらの者及び遺族の生活を年金で保障する。

介護保険

加齢に伴い介護が必要になった時に、介護の負担を社会全体で支える。

労災保険

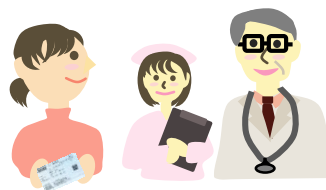
仕事上の病気やケガをしたり、死亡した場合に労働者やその遺族を保護するための給付を行う。

雇用保険

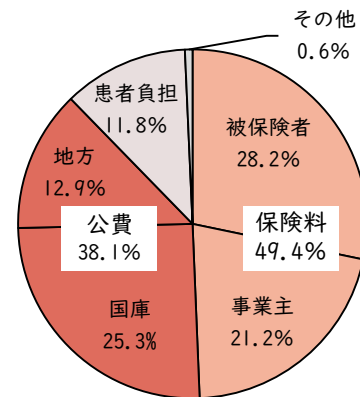
失業などのリスクに対して労働者の生活と雇用の安定を図り就職支援に必要な給付を行う。

今回、皆さんが学ぶ内容です!!

医療保険制度とは



病気やケガなど(保険事故)に備えてあらかじめ「保険料」を出し合い、保険を使って必要な医療(給付)を受ける制度。



- ・被保険者…医療保険に加入する「本人」(保険料を負担)
- ・被扶養者…被保険者が扶養する「家族」

保険料

〈財源〉

保険料と公費

(平成30年度 国民医療費
総額 43兆3949億円) ※

被保険者・被扶養者

〈医療保険の加入者〉

医療保険者

〈医療保険を運営する団体〉

保険給付

〈保険給付の内容〉

- ・現物給付 (医療サービスそのものを提供 療養の給付)
- ・現金給付 (給付金を支給 傷病手当金・高額療養費 etc.)

- ・職域保険(サラリーマンなどが加入する)
- ・地域保険(自営業者などが加入する)
- ・後期高齢者医療制度(原則75歳以上が加入)

4 日本の医療保険制度の特徴

1. 国民全員を公的医療保険で保障（国民皆保険）

- ・ すべての国民がいずれかの医療保険に（強制）加入、所得に応じた保険料を負担します。



これにより、「誰でも、いつでも、どこでも

所得に見合った費用で良質な医療をうける」ことができます

2. 医療機関を自由に選べる。（フリーアクセス）

- ・ すべての国民が自分の判断で自由に医療機関を選択できます。

3. 社会保険方式に公費も投入し、「保険料」と「税」の組み合わせによる財政運営

- ・ 社会保険方式（加入者が納める「保険料」によって運営される方式）を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費（税金）を投入しています。

5 医療保険制度について学ぼう！

「協会 康子」さんの人生とともに、医療保険制度との関わりを見てみましょう。

年齢	出来事	医療保険制度	区分
現在	看護学生。父は地元名古屋の〇〇株式会社に勤務。康子さんは父の健康保険に「被扶養者」として加入している。 	協会けんぽ	被扶養者
22歳	名古屋の専門学校を卒業後、名古屋にある 〇〇病院 に就職する。 	協会けんぽ	被保険者
27歳	結婚して一旦退職する。夫（公務員）の扶養に入る。 	△△共済組合	被扶養者
34歳	出産後再び働き始める。岐阜の □□病院（健保組合）に再就職する。 	□□健康保険組合	被保険者
60歳	定年まで勤務し退職。 	国民健康保険	被保険者
75歳	老後の悠々自適な生活を送っている。 	後期高齢者医療制度	被保険者

I. 国民皆保険

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

すべての国民が医療保険制度に加入



～保険証について～

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

保険証は、各医療保険者が交付しています。

ご自身の保険証で「保険者」を確認してみましょう。

保険証の例（この他にもいろいろあります）

健康保険 被保険者証	家族（被扶養者）	01111
	平成26年 6月25日交付	
記号	21270023	番号 21
氏名	初井 花子	
生年月日	平成 元年 10月 1日	
性別	女	
認定年月日	平成 26年 6月 1日	
被保険者氏名	協会 太郎	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	010100116	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

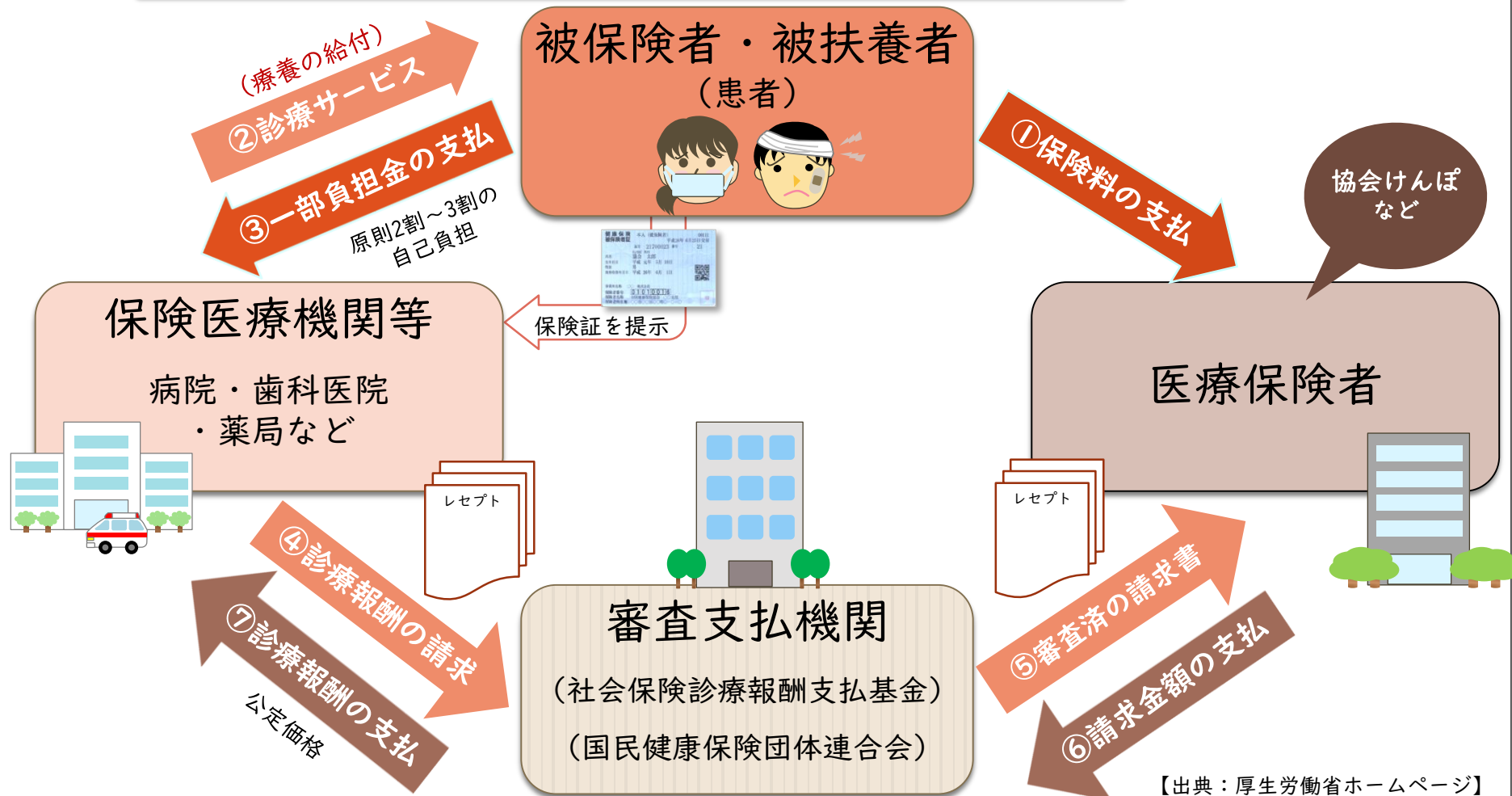
健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	令和〇年〇月〇日交付
記号0000	番号000	
被保険者氏名	クマイ 一郎	
生年月日	昭和00年00月00日	性別 男
資格取得年月日	令和00年00月00日	
保険者番号	00000000	
保険者所在地	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇3-22-11 〇〇ビル	
保険者名称	〇〇〇〇健康保険組合	
電話番号	000-000-0000	

「保険者名称」にあなたの加入している医療保険者が記載されています。

Ⅱ. フリーアクセス

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

自由に医療機関を選択して受診



【出典：厚生労働省ホームページ】



ワンポイント!!!

⑤ 医療保険制度について学ぼう！



3割負担の患者さんの場合、
7割分の医療費をどこに請求するかは・・・

保険証を確認!!!



医療機関や審査支払機関にとっての
請求先となる、重要な情報です！



～保険証に関するお願い～

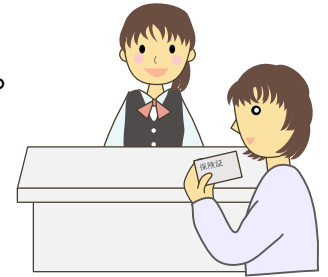
⑤ 医療保険制度について学ぼう！

1. 保険証は、なくさないようにしましょう。

もし、紛失や盗難にあったら・・・

警察に遺失物の届出をし、医療保険者に再交付の申請をしてください。

保険証は、クレジットカードのように**利用停止**できません。



2. 保険証は、必ず携行しましょう。

保険証は医療機関に受診する際には、毎回窓口に提示してください。

保険証を提示して、一部負担金を支払うことで療養の給付を受けることができます。

3. 就職後はお手元の保険証を速やかに返却しましょう。

就職後は、今の保険証を使用することができません。

ご家族の会社を通じて、保険証を返却してください。

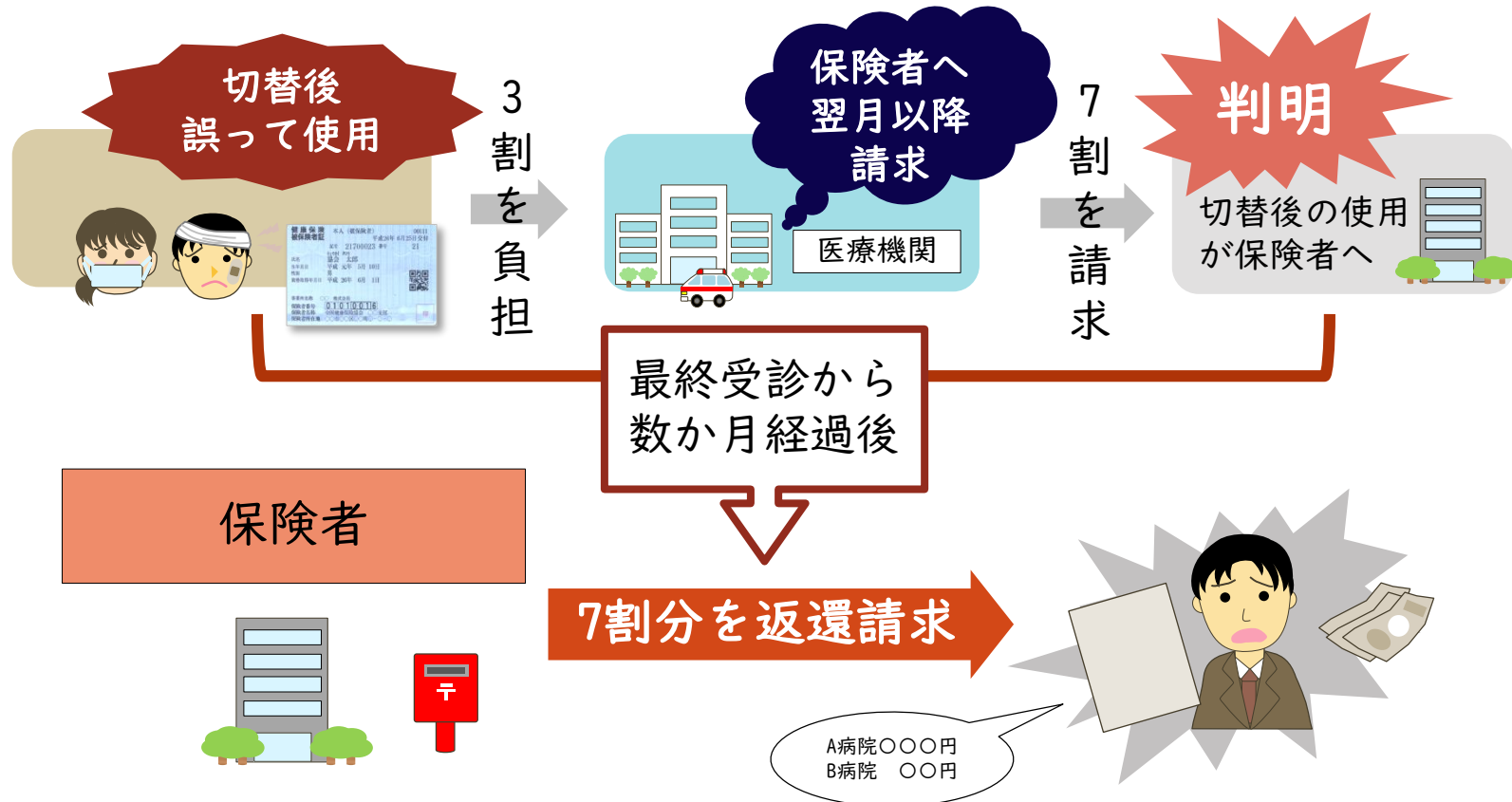
就職後に前の保険証を使用すると、後日、医療保険者へ総医療費の**7割**を返金することになります。

～保険の切替時にご注意ください～

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

誤って前の保険証を使うと、保険者負担分を請求されます。

例 就職後に前の保険証を使用 負担割合 3割



諸外国の制度との比較 その1

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

ここで
クイズ

日本の医療保険制度はフリーアクセス（受診する医療機関を自由に選択）
が原則です。日本と同様に、**フリーアクセス**を原則としている
国は、次のうちどれでしょう？

A. ドイツ



B. フランス



C. イギリス



正解は、「 A. ドイツ 」 です。

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

イギリスでは、救急を除いて、最初の受診は必ず家庭医にかかることが原則です。

また、家庭医も原則予約なしでは受診できないため、数日間待つことも決して珍しくはありません。専門医や病院にかかるのはその後ですから、日本と比較してかなり不便です。

	アクセス類型	
ドイツ 	フリーアクセス	紹介状なしの大病院受診は特別料金有り※
フランス 	かかりつけ医の紹介なしに他の医師を受診することを制限。	
イギリス 	地元の家庭医の紹介がない限り原則病院での受診はできない。	



ワンポイント!!!

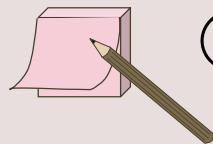
⑤ 医療保険制度について学ぼう！



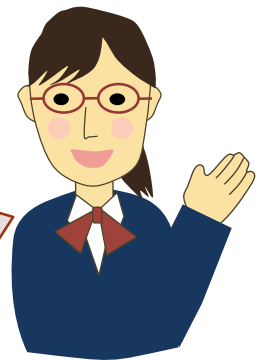
日本では・・・

紹介状なしで大病院にかかると、初診料など保険負担分以外で
「特別料金」5,000円以上（医療機関が独自に金額設定）
徴収される。

（災害や事故など例外の場合を除きます）



- ①診療時間内に
- ②まずは**診療所**や**クリニック**
（かかりつけ医）で受診



諸外国の制度との比較 その2

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

ここで
クイズ

日本の医療保険制度は、社会保険方式（保険料で運営される方式）
を採用しています。

次のうち、社会保険方式を採用していない国はどこでしょうか。

A. ドイツ



B. フランス



C. イギリス



正解は、「c. **イギリス**」です。

⑤ 医療保険制度について学ぼう！

イギリスは、税方式により医療保険制度が運営されています。

	制 度 類 型
日本 	【 社会保険方式 】 ✓ 国民皆保険 ✓ 職域保険及び地域保険
ドイツ 	【 社会保険方式 】 ✓ 国民の 88.1%が加入 ✓ 被用者は職域もしくは地域ごとに公的医療保険に加入 ✓ 一定所得以上の被用者・自営業者・公務員等は強制加入ではない ✓ 強制加入でない者に対しては民間医療保険への加入が義務付けられており、事実上の国民皆保険
フランス 	【 社会保険方式 】 ✓ 国民皆保険 ✓ 職域ごとに被用者制度、非被用者制度(自営業者)等に参加
イギリス 	【 税方式による国民保健サービス (NHS) 】 ✓ 全居住者を対象
アメリカ (参考) 	✓ メディケア：65歳以上の高齢者及び障がい者等を対象 ✓ メディケイド：一定の条件を満たす低所得者を対象 ✓ 2014年から医療保険の加入が原則義務化 ✓ 現役世代では民間保険が中心で67.3%、無保険者は8.5% (2018年)

健康保険の 給付制度について

重要!!

健康保険は「**業務外**」の
病気・ケガと、
出産・死亡が対象です。

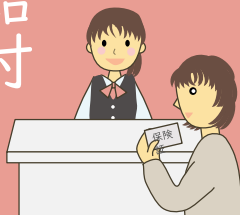
業務上の
病気・ケガは
「**労災保険**」



健康保険の給付の種類

現物給付

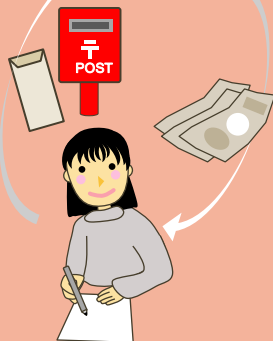
保険証を使った
医療サービス



現金給付

申請による
各種給付金

協会けんぽ



療養の給付（被保険者）

家族療養費（被扶養者）

①入院時食事療養費
②入院時生活療養費

保険外併用療養費

訪問看護療養費
家族訪問看護療養費

療養費

高額療養費

高額介護合算療養費

移送費
家族移送費

傷病手当金

出産育児一時金
家族出産育児一時金

出産手当金

埋葬料（費）
家族埋葬料

病気・ケガ

出産

死亡

保険証を提示することで保険医療機関で診療等必要な医療を受けることができる。

同上

①入院時に療養の給付と併せて食事の提供を受けることができる。
②65歳以上で療養病床入院の場合は、①に代わり生活療養（食費と居住費）となる。

保険外診療のうち「評価療養」「選定療養」「患者申出療養」は、例外的に保険診療と共通する部分の費用が、通常の保険診療と同様に給付される。

在宅で継続して療養する難病患者等が医師の指示に基づき訪問看護ステーションから訪問看護サービスを受けることができる。

やむを得ない理由で保険証を提示できなかった場合や治療用の装具等を作成した場合に、全額負担した費用のうち、保険が負担する部分が払い戻される。

1か月の医療機関等窓口での自己負担額が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、超えた額が払い戻される。

12か月間の健康保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合計が一定額を超えた場合、超えた額が払い戻される。

緊急時などに病気やケガで移動が困難なため移送されたときは、保険者が必要と認めた額が払い戻される。

療養のため4日以上仕事を休んだとき、一定の要件を満たすことで、生活保障として給付される。

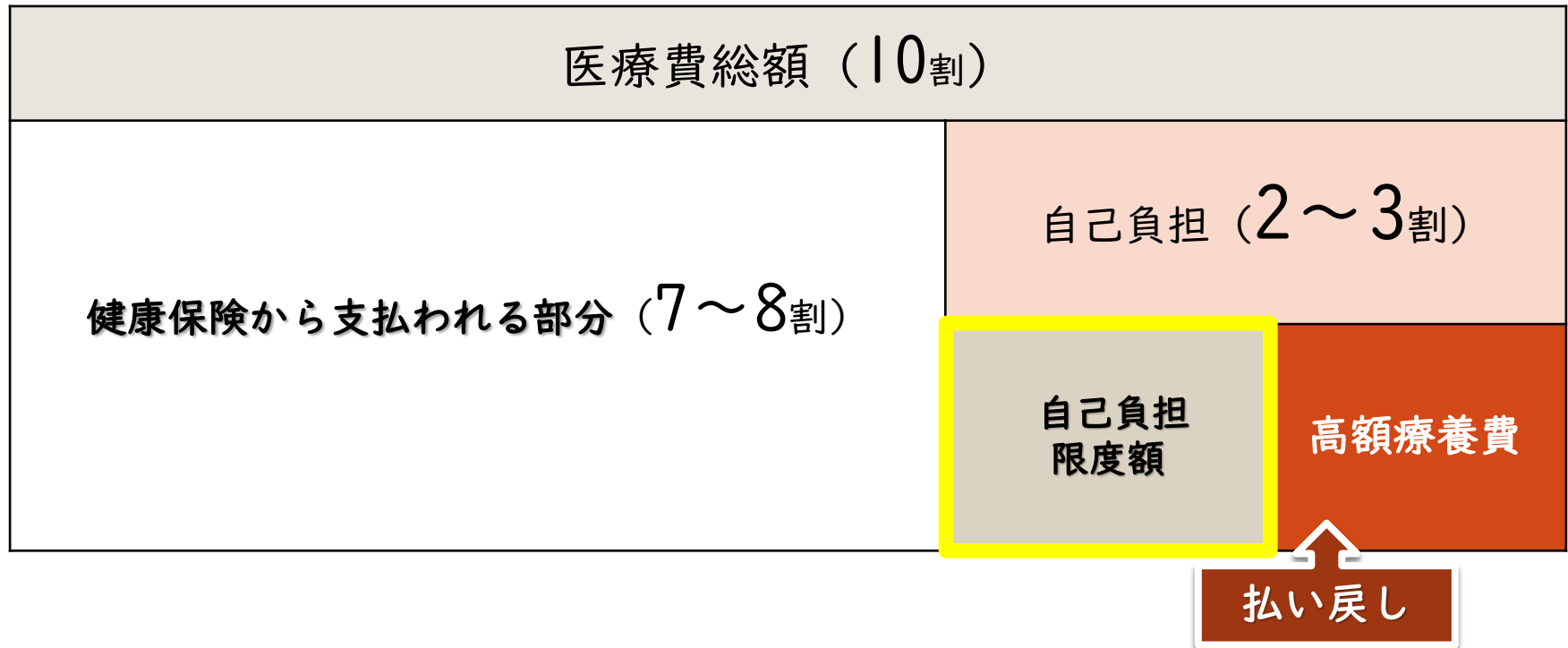
出産したとき、一児につき420,000円が給付される。（在胎週数が22週未満、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は404,000円）

出産のため仕事を休んだとき、一定の要件を満たすことで原則産前42日・産後56日の期間の生活保障として給付される。

被保険者あるいは被扶養者が死亡したとき、5万円が給付される。
（家族がいない場合は、5万円を上限とした実費を埋葬した人に支給）

⑥ 健康保険の給付制度について

同一の月にかかった医療費の自己負担額（2～3割）が高額になった場合、一か月に負担する上限の金額（自己負担限度額）を超えている部分は、「**高額療養費**」として、払い戻しを受けることができます。



げんどがくてきょうにんていしょう
～限度額適用認定証について～

⑥ 健康保険の給付制度について

「高額療養費」として後から払い戻しを受けられるとはいえ、
支払いのためにまとまったお金を用意するのは大変！

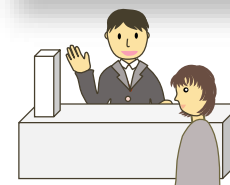


でも、**限度額までの支払い**で終わる方法があります。

それは・・・
げんどがくしょう
限度額証
(限度額適用認定証)

健康保険限度額適用認定証	
記号	番号
被保険者氏名	
生年月日	
適用対象者氏名	
生年月日	
住所	
発給年月日	
有効期限	
適用区分	
所在地	
保険者番号及び印	

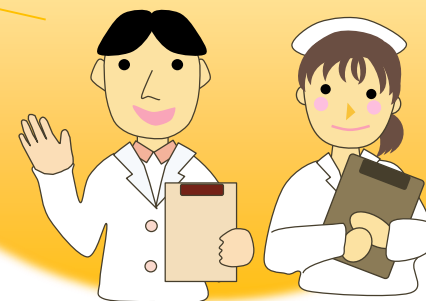
見本



近い将来、医療を提供する立場となる皆様へ・・・

健康保険に関する様々な知識をもつ、
憧れの医療従事者を目指して！

協会けんぽ愛知支部は
応援しています！



研修動画を観た後は、
WEBアンケートをよろしくお願いします！



健康情報を
メルマガ配信しています！

スマートフォンでの
登録はこちら

